

総務委員会資料  
[総務部]  
令和4年9月8日

《条例案》

[9月8日上程分]

- 第 102 号議案 職員の互助会に関する条例及び会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例  
の一部を改正する条例【人事課】…………… 1
- 第 103 号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例【人事課】…………… 2



## 【第102号議案】

総務委員会資料 令和4年9月8日 総務部人事課
-------------------------------

### 職員の互助会に関する条例及び会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び 期末手当支給条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

地方公務員等共済組合法の改正に伴い、令和4年10月から、加入要件を満たす非常勤職員は共済組合員となる。そのため、共済組合と一体で職員の相互救助、福祉の増進を図る互助会についても、非常勤職員を新たに加える必要がある。

また、上記に伴い、互助会の掛金等を報酬等から控除できるよう規定する必要がある。

[加入要件]

任用期間が2か月を超える者で、次の①～③のいずれかに該当する者

- ① 常勤職員の所定勤務時間により勤務している者
- ② 所定勤務時間及び所定勤務日数が、常勤職員の4分の3以上である者
- ③ ①、②以外の者で、次のア～ウのいずれも満たす者
  - ア 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
  - イ 月額報酬が88,000円以上であること
  - ウ 学生でないこと

#### 2 改正内容

互助会を組織する職員の定義を改正し、共済組合の加入要件を満たす非常勤職員を加える。

また、会計年度任用職員の報酬等から控除できる項目を次のとおり追加する。

- ・ 互助会の掛金その他の互助会に対して支払うべき納入金
- ・ 互助会が取り扱う保険の保険料
- ・ 共済組合又は互助会の積立貯金の積立金

#### 3 施行期日

令和4年10月1日から施行する。

## 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 提案理由

育児を行う職員の仕事と家庭生活の両立を一層容易にするため、国家公務員の育児休業等に関する制度の改正に準じて、非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和等を行う必要がある。

### 2 改正内容

- (1) 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業（いわゆる「産後パパ育休」）の取得要件の緩和

子の出生後8週間と6月（現行は1年6月）を経過する日以後も任期のある（引き続き任期の更新又は採用される可能性がある場合を含む。）非常勤職員について、産後パパ育休の取得を可能とする。

- (2) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ア 子が1歳から1歳6か月に達する日までの期間における育児休業

- (ア) 職員又は配偶者が非常勤職員の子が1歳に達する日まで育児休業を取得し、引き続き配偶者がその翌日から育児休業を取得している場合に、職員は期間の途中から育児休業を取得することを可能とする。（現行は1歳到達日の翌日から引き続く場合のみ、育児休業を取得することが可能）

取得可能回数は1回（現行から改正なし。）

- (イ) 人事委員会が定める特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とする。

イ 子が1歳6か月から2歳に達する日までの期間における育児休業アと同様の取扱いとする。

- (3) その他規定の整備

### 3 施行期日

令和4年10月1日から施行する。

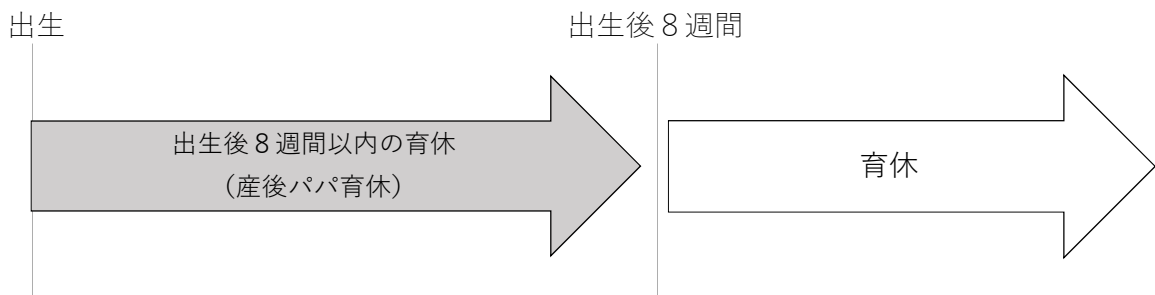
## 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正

育児を行う職員の仕事と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員について、育児休業の取得回数の制限を緩和する。

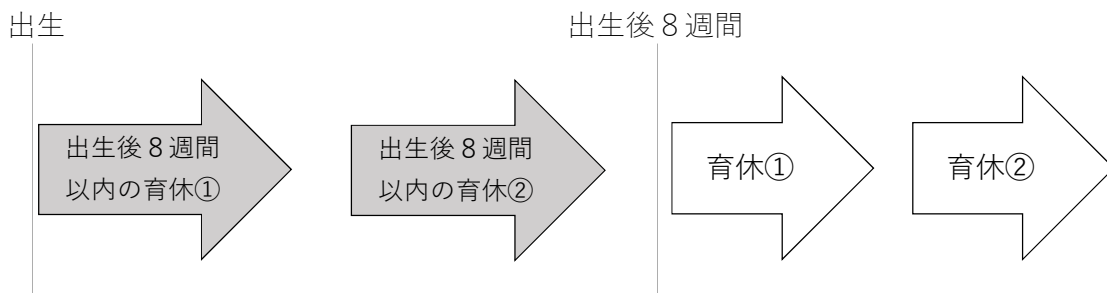
### 1 改正内容

- (1) 育児休業を原則 2 回（現行：原則 1 回）まで取得可能とする
- (2) (1)の原則 2 回までの育児休業に加え、子の出生後 8 週間以内に育児休業を 2 回（現行：1 回）まで取得可能とする

【現行（原則 1 回、出生後 8 週間以内の育児休業 1 回）】



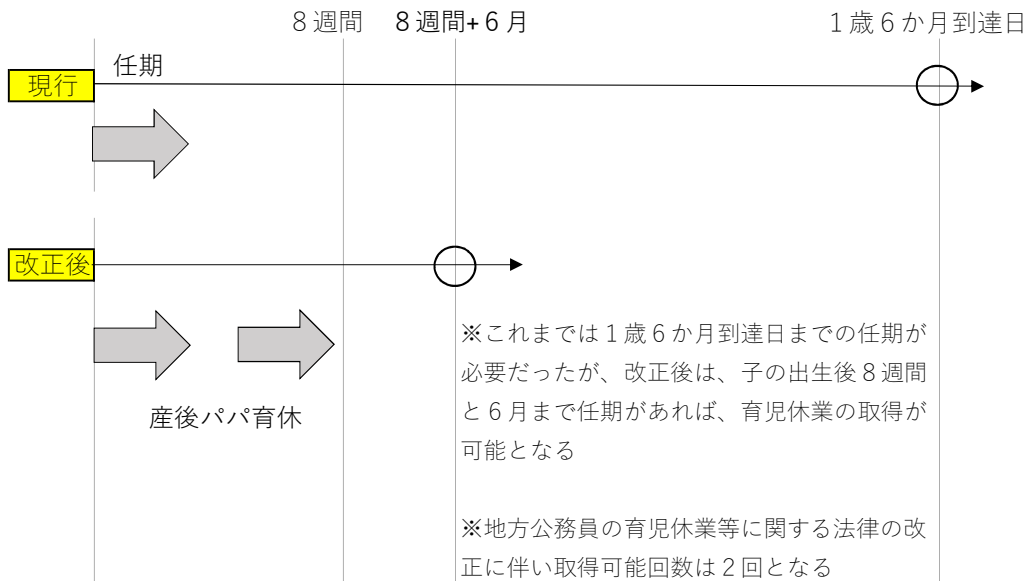
【改正後（原則 2 回、出生後 8 週間以内の育児休業 2 回）】



### 2 施行期日

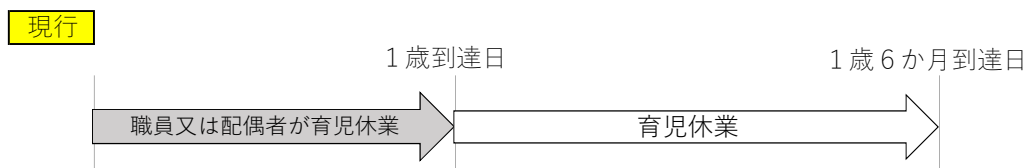
令和 4 年 10 月 1 日

(1) 非常勤職員の子の出生後 8 週間以内の育児休業の取得要件の緩和

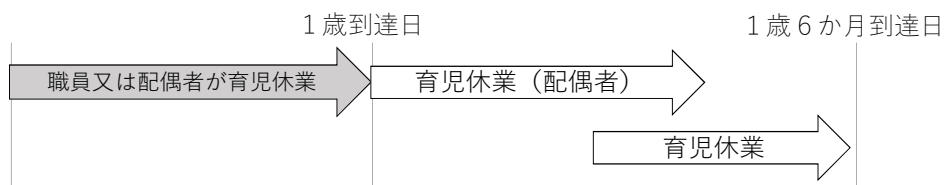


(2) 非常勤職員の子が 1 歳以降の育児休業の取得の柔軟化

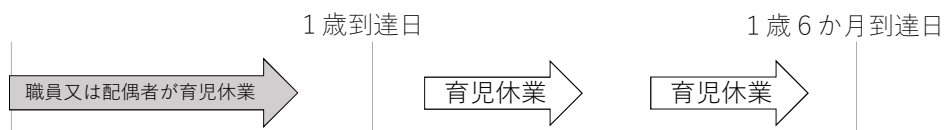
ア 子が 1 歳から 1 歳 6 か月までの期間における育児休業の場合



改正後 (ア) 配偶者が育児休業を取得している場合



(イ) 人事委員会が定める特別の事情がある場合



イ 子が 1 歳 6 か月から 2 歳までの期間における育児休業の場合も同様の取扱いとする。